			簡易無線通信業務用、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年７月25日からとする。ただし、926.1―929.7MHz帯の使用は、この限りでない。
930―940 J58	移動　J58C	一般業務用（MCA陸上移動通信用、デジタルMCA陸上移動通信用）	この周波数帯の使用は、850―860MHz帯と対の二周波方式に限るものとし、平成24年７月25日からとする。
940―960 J58　J74C	移動　J58C　J74D　J74E	電気通信業務用（携帯無線通信用） 簡易無線通信業務用（移動体識別用） 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用） 一般業務用（移動体識別用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成24年７月24日までは940―948MHz帯とし、810―818MHz帯と対の二周波方式に限る。 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、平成24年７月25日からは別表10―２による。 簡易無線通信業務用（移動体識別用）への割当ては、別表７―６による。 小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表９―１による。 小電力業務用（移動体識別用）への割当ては、別表９―７による。 一般業務用（移動体識別用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表６―２による。 簡易無線通信業務用（移動体識別用）、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用）及び一般業務用（移動体識別用）によるこの周波数帯の使用は、平成30年３月31日までに限る。
	固定	放送事業用	この周波数帯の使用は、958―960MHz帯とし、平成27年11月30日までに限る。

「

1427―1429	宇宙運用（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1427.9―1429MHz帯に限るものとし、別表10―４の地域にあっては、平成22年４月１日からとする。
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10―２による。
1429―1453 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1429―1452.9MHz帯に限るものとし、別表10―４の地域にあっては、平成22年４月１日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000を提供する無線局への割当ては、別表10―２による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429―1439MHz帯及び1443―1453MHz帯に限るものとし、1429―1439MHz帯については1477―1487MHz帯と、1443―1453MHz帯については1491―1501MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。
			電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年３月31日までに限る。
1453―1455.35 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年４月１日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10―２による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年４月１日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1501―1503.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年３月31日までに限る。
1455.35―1475.9 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35―1462.9MHz帯に限るものとし、平成22年４月１日からとする。ただし、別表11―４の地域にあっては、平成26年４月１日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10―２による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年４月１日からとする。ただし、別表11―４の地域にあっては、平成26年４月１日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35―1465MHz帯とし、1503.35―1513MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年３月31日までに限る。ただし、別表11―４の地域にあっては、平成26年３月31日までに限る。
1475.9―1501 J58　J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9―1500.9MHz帯に限るものとし、別表10―４の地域にあっては、平成22年４月１日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000を提供する無線局への割当ては、別表10―２による。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477―1487MHz帯及び1491―1501MHz帯に限るものとし、1477―1487MHz帯については1429―1439MHz帯と、1491―1501MHz帯については1443―1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちＩＭＴ―2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年３月31日までに限る。
1501―1503.35 J58　J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年４月１日からとする。